

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年3月25日
【会社名】	株式会社小田原機器
【英訳名】	ODAWARA AUTO-MACHINE MFG.CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 丸山 明義
【本店の所在の場所】	神奈川県小田原市中町一丁目11番3号
【電話番号】	0465-23-0121
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部長 佐藤 健一
【最寄りの連絡場所】	神奈川県小田原市中町一丁目11番3号
【電話番号】	0465-23-0121
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部長 佐藤 健一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2022年3月24日開催の当社第43期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
2022年3月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

配当財産の種類

金銭

配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金15円 総額46,809,165円

効力発生日

2022年3月25日

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うとともに、経営の効率性を高め、機動的な意思決定を可能とするため、業務執行取締役への権限移譲に関する規定等を新設する。

また、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることから株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため変更する。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、丸山明義、佐藤健一、津川直樹の3氏を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、平野光利、市川公雄、熊谷輝美の3氏を選任する。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、小野翻陽人氏を選任する。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額120,000千円以内とする。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には使用人分給与は含まない。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を年額30,000千円以内とする。

第8号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬等の額を年額20,000千円以内とする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	22,239	197	-	(注)1	可決 96.82
第2号議案	22,206	230	-	(注)2	可決 96.67
第3号議案					
丸山 明義	22,216	220	-	(注)3	可決 96.72
佐藤 健一	22,216	220	-	(注)3	可決 96.72
津川 直樹	22,171	265	-	(注)3	可決 96.52
第4号議案					
平野 光利	22,201	231	-	(注)3	可決 96.65
市川 公雄	21,989	443	-	(注)3	可決 95.73
熊谷 輝美	22,178	254	-	(注)3	可決 96.55
第5号議案					
小野 翻陽人	22,184	252	-	(注)3	可決 96.58
第6号議案	22,167	269	-	(注)1	可決 96.50
第7号議案	22,159	273	-	(注)1	可決 96.47
第8号議案	22,107	324	1	(注)1	可決 96.24

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上